ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する
相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業
公募要綱

令　和　7　年　2　月
厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部予防接種課

1．目 的

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療については、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」(平成 26 年 9 月 29 日健感発 0929 第 2 号、厚生労働省健康局健康課長通知)において、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県単位でヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）が選定されている。

また、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、令和４年度よりヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業（以下「拠点病院整備事業」という。）を実施している。この事業は、地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、市町村や医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的としている。

令和４年度から、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(以下「HPV ワクチン」という。)の個別勧奨が再開され、令和６年夏の HPV ワクチンの需要増による接種者数の増加を踏まえた、キャッチアップ接種の経過措置が実施されていること等から、引き続き、拠点病院整備事業を通して、相談支援体制や医療体制のさらなる強化を行う。

2．事業内容

下表に示す地域ブロックごとに、拠点病院を選定し、拠点病院に選定された医療機関は、ブロック内に属する医療機関、都道府県、市町村や医師会等と連携を構築するとともに、厚生労働省や厚生労働行政推進調査事業研究班（以下「研究班」という。）とも密に連絡を取り、定期接種の実施に関係する機関の中核として、下記のような役割を担う。

（1）医療機関との連携の構築

ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈して受診した患者に対する包括的な支援の実例等）を共有したり、最新の知見（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関するエビデンスや研究班の取りまとめた研究データ等）を共有したりすることにより、よりよい診療体制の構築に寄与する。また、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内の協力医療機関に対して確実に伝わる体制を構築する。

協力医療機関でない医療機関に対しても、研修会等の実施を通して、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

（2）都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター（予防接種センターについては、予防接種センター機能推進事業実施要綱を参照）等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

また、研修会や意見交換の場を設け、接種を検討・判断するためのHPVワクチンの有効性・安全性(ベネフィットとリスク)に関する情報や、接種を希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報等を提供すること。

（３）調査の実施

ブロック内の医療機関における診療状況を調査するとともに、HPVワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像について調査を行う。

※厚生労働省や研究班が行う関連する調査・研究について、求めに応じてブロック内の医療機関の調査結果の取りまとめも含む。

（４）その他

上記の他、相談支援体制や医療体制の強化につながる事業を実施する。

拠点病院整備事業における地域ブロック

ブロック名	都道府県
北海道・東北	北海道　青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
関東	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県
甲信越	新潟県　山梨県　長野県
北陸	富山県　石川県　福井県
東海	岐阜県　静岡県　愛知県　三重県
近畿	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県
中国・四国	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県 愛媛県　高知県
九州・沖縄	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県 沖縄県

３．事業の実施期間と交付金額

本事業は採択通知後から令和８年３月31日までとする。また、事業費として１拠点病院あたり原則15,000千円を上限に交付する。なお、交付額は、提出された事業計画書の内容や採択状況等に応じて、予算の範囲内において最終決定されます。また、想定される補助対象経費は、本事業の実施に必要な諸謝金、賃金、旅費、備品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、委託費（ただし、先の対象経費に限る。）となる。

４．応募の条件

本事業の実施主体は、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」(平成26年9月29日健感発0929第2号、厚生労働省健康局健康課長通知)における、協力医療機関であって、２に掲げた役割を担う体制が整備可能な医療機関等である。現在、協力医療機関となっていない場合は、応募時に協力医療機関又は協力医療機関を有する大学等であれば、応募することができる。

５．応募に当たっての留意事項

（１）提出期間

規定の書式に従って必要書類を作成の上、以下の提出先に送付してください。

令和７年２月 18 日（火）～令和７年３月３日（月）（到着日）

申請書類は、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法で、提出期間内に到着するよう余裕をもって投函すること。

（２）提出書類

本事業に応募する医療機関等の代表者は、規定の様式に従って事業計画書を提出すること。なお、評価委員会において評価を行う際に、別途資料を求める場合がある。

提出先

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課宛

〒１００－８９１６　東京都千代田区霞が関１－２－２

６．添付資料について

本事業については、添付資料も参照すること。

別添 HPV 相談支援体制・医療体制強化事業（概要）